

生物多様性の最近の動向について(環境省)















ネイチャーポジティブ経済移行戦略〜自然資本に立脚した企業価値の創造〜



ネイチャーポジティブ経済への移行の必要性 ~社会経済途絶リスクからの脱却~

経済活動の自然資本への依存とその損失は、社会経済の持続可能性上の明確なリスク

社会経済活動を持続可能とするためネイチャーポジティブ経営への移行が必要。

= 自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営

不適切な水資源利用や化学物質の放出 等の結果、株価の下落等の財務的損失を

被った企業も生じている 出所: When the Bee Stings (BloombergNEF2023)

When the Bee 令和6年3月 Counting the Cost of lature-Related Risks 環境省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省



Stings

CSR的取組から一段踏み込み、自然資本への依存・影響の低減を本業に組み込む

本戦略の狙い ~単なるコストアップではなくオポチュニティでもあることを示す~

ネイチャーポジティブ経済:個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを 通じた自然への貢献の最大化が図られ、**そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会**へと変化することを通じ、**自然への配慮** や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済。

本戦略では①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

- ②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素
- ③国の施策によるバックアップ

を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総 「体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。

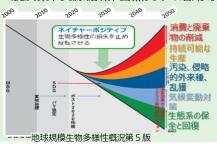
①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

TNFD等の情報開示を通じた企業価値向上

情報開示を意識したリスク対応等(それによるレジリエンス・持続可能 性向上)で、それが市場や社会に評価されることで民の資金を呼び込み、 企業価値向上に結びつける。

ビジネス機会の具体例と市場規模 (環境省推計)

脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口から機会創出。



(ビジネス機会の具体例) 配合餌への転換や効率的な給 餌等の環境配慮型養殖技術 (市場規模:年約864億円)



②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

まずは足元の負 荷の低減を

自然資本への負荷の回 避・低減を検討した上で、 自然資本にポジティブな 影響を与える取組を検 討(ミティゲーション・ト エラルキー)

総体的な負荷削減 に向けた一歩ずつ の取組も奨励

総体的な把握・削減を目指 す。同時に自然資本との関 係を踏まえつつ、事業の一 部分から着手することも奨

損失のスピードダ ウンの取組にも価 値

負荷の最小化と貢献の最 大化を同時に図ることで、 自然資本の回復力も含 めたネイチャーポジティブ を実現

消費者ニーズの創出・充足

消費者ニーズを適切に把握するとともに創 出し、ネイチャーポジティブに資する製品・ サービスを市場に提供

地域価値の向上にも貢献

ネイチャーポジティブ経営が地域の牛物多 様性保全と地域課題の解決に寄与

セクター別の取組内容・取組事例等については、「生物多様性民間参画 ガイドライン(第3版)」(2023.4公表)参照。

ネイチャーポジティブ 経済移行戦略~自然資本に立脚した企業価値の創造~



移行後の絵姿(2030年)~自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会の礎に~

大企業の5割※はネイチャーポジティブ経営に

※取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がある企業会員の割合(環境省推計)。現状30%(2022年度、経団連アンケート調査より)。

ネイチャーポジティブ宣言※の団体数を1,000団体に

- ※ 2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF、会長:十倉経団連会長)が呼びかけ中。現状28団体。中小企業、自治体、NGO団体含め宣言が発出されることで、 取組機運の維持、市場確保に繋がる。
- ③国の施策によるバックアップ (ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う 企業の価値創造プロセスと対応する国の施策)

※各種施策のうち環境問題に特化し、かつ比較的多くの業種・分野に共通するものを例示。 価値創造プロセスの各ステップを関係省庁連携で支援 レジリエンス・ 持続可能性向上 開示・対話を通じた リスクの特定 リスクへの対応 資金呼び込み ・データ活用・事例共有等による目標設定 ·TNFD等開示支援 自然共生サイト等の支援証 リスク・機会の認識 支援 ・フットプリント等の環境負荷把握 明書の財務関連情報(負 手法の普及 ・互助・協業プラットフォームの創設 荷削減等) としての活用 NbSの推進 ·TNFD等開示支援 消費者の行動変容に関する マーケットにおける検証 継続的な対話による 機会の特定 新規事業開発 リスク・機会探索 牛物多様件増進活動促進法案 互助・協業プラットフォームの創設(再) による取組の価値評価推進 グリーンファイナンス案件の創出 生物多様性地域戦略を活用し ・代替素材、バイオミミクリー等に係 ※生物補助先に最低限行うべき環境負荷低減の取組 た企業との協業促進 る技術開発・実証 の実践を義務化(クロスコンプライアンス等)

プロセスを支える基盤

DXの進展/科学的知見の充実/国際社会における適切な評価/消費者を含む取組機運醸成・維持

- ・企業のリスク特定、情報開示等に必要な**自然関連の国際データに係るネットワークを形成**しつつ、日本を含むアジアモンスーン地域からの国際ルール 形成に貢献
- ・国土の自然関連情報等のデータ基盤整備
- ・地域の自然資本や生態系サービスを定量化し、地方創生や地域課題解決へ活用する方策の検討
- ・リモートセンシングやAI技術等を用いたデータ利活用ビジネスの推進
- ・互助・協業プラットフォームの創設、産官学民プラットフォームの運営

令和6年3月 環境省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省

ネイチャーポジティブ経済アライアンス(G7ANPE)

~知識の共有や情報ネットワーク構築の場~



- 2023年4月のG7環境・気候変動・エネルギー関係大臣会合において、議長国日本の主導で設立。
- 初年度である2023年は、ネイチャーポジティブに資する技術・ビジネスモデル等に関する事例共有ワークショップ(9/27,28)、情 報開示に反映すべき要素や課題に関する各国意見のシェア・発信(6/20)。2024年はCOP16においてWS実施予定。

G7ANPEビジネス事例共有ワークショップ

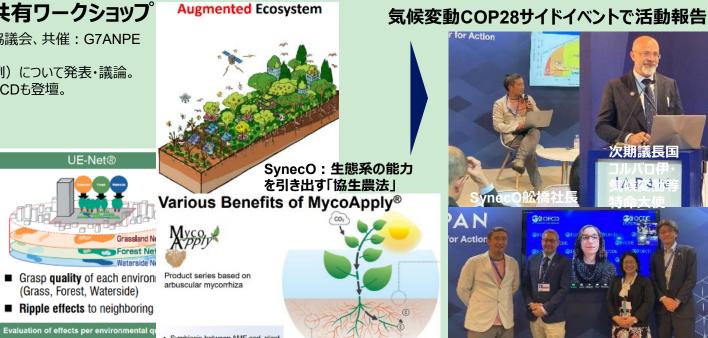
- 主催: 経団連、経団連自然保護協議会、共催: G7ANPE
- 2日間で述べ950人が聴講。
- 世界の9事例(うち日本から3事例)について発表・議論。
- CBD, TNFD, WEF, WBCSD, OECDも登壇。



伊藤信太郎大臣による 開会挨拶



来年度の継続開催を宣言した イタリアB7のKatia Da Ros副会長





清水建設:都市評価システム **FUE-Net I**

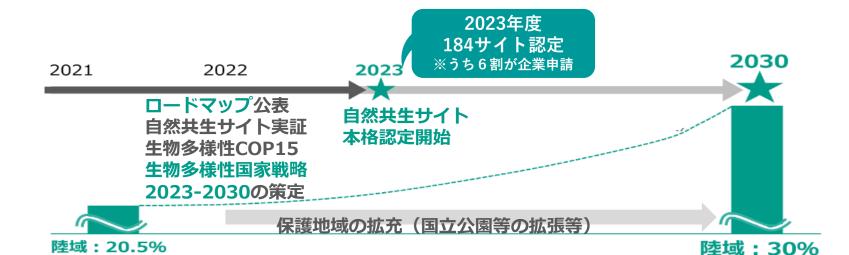
(Grass, Forest, Waterside)

UE-Net®

住友化学:減農薬に資する「菌根菌」

30by30目標(新世界目標ターゲット3)







海域:13.3%



2022.4 30by30アライアンス発足

819者参加(2024.8.14現在)

※ 半分以上が企業・金融機関

2022.7 経済的インセンティブ等検討会開始



自民党2023.5提言

「2026年度までに500箇所以上」





海域:30%

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要

2024.4.12成立



(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・ 創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定(企業等は情報開示等に活用)。
- ②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」 として主務大臣が認定。 先行的事例である「自然共生サイト」の認定例

申請 認定 主務大臣 (環境大臣、農水 連携増進活動実施計画 大臣、国交大臣) 多様な主体 **→基本方針**を策定 が連携

(令和6年3月時点で184件を認定)







神戸の里山林・棚田

ため池(兵庫県)

▶ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存 法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化 といった特例を受けることができる。

(2)協定制度の創設

▶ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、 長期的・安定的に活動が実施できる。

2025.4施行予定

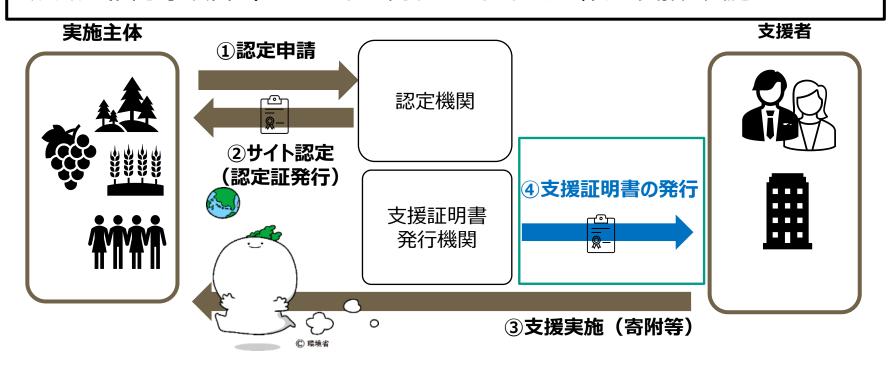
主なポイント

- ・手続きのワンストップ化
- ・場所ではなく場所に紐付 く活動を認定(=質の元々 良い場所だけでなく、これ から質を上げていく活動も 認定対象)

自分の土地でない自然共生サイトに支援した際の"支援証明書"



- ・自然共生サイト等にヒト・モノ・カネいずれかの支援を行った者に"支援証明書"を発行。
- ·令和7年度の本格発行を目指し、支援証明書をTNFDに活用できるよう、投資家目線のWGにて記載事項を作り込み中。令和6年9月から試行実施予定。併せてマッチングイベントも開催。
- ・認定された自然共生サイトを管理者・所有者自身が企業財務情報開示等にどのように活かすか(留意事項含む)についても、同じWGでストーリー作りの支援を実施。



(参考) 支援証明書(試行版)の発行イメージ





	記載項目		記載事項
	支援サイト情報		・サイト名称・管理責任者情報・活動区分(維持/回復/創出)
	支援内容 に係る 情報	支援する 活動内容	自然共生サイトの場合:管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合:活動内容
		インプット	(例)金銭的支援:100万円寄付
		アクティビティ	(例)外来種駆除:〇人日分
		支援実施日又 は支援期間	支援を実施した日時又は期間
1	ロジックモデル		インプット~アウトカム(※)、GBFターゲットとの関連性を記載
	特記事項(任意)		・今後の支援計画 ・地方公共団体の計画(総合計画や生物多様性地域戦略等)における位置づけ ・支援によって実現したアウトカム ・支援プロジェクトの具体的内容 ・支援者の本業との関連 ・その他の環境課題の解決への貢献

支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについて



支援証明書をTNFD等の情報開示に活用する場合のポイント

1	支援内容が自社の事業・バリューチェーンに対してどのような影響 (機会創出・リスク軽減等) があるのかを 分析し、支援証明書のロジックモデルや特記事項欄を用いて説明することで、IRやTNFDといった投資家に向け た情報 開示等に効果的に活用できる。
2	TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー*1」の考え方を引いて、「 回避・削減・回復・再生の4つのアク ションを順を追って実行する必要がある 」としており、そうした視点からのストーリー作りが必要。
3	特に、プライオリティ・ロケーション(自社の事業との関連性において評価する場所)に紐づく支援であれば、TNFDの根拠としてより効果的に用いることができる可能性がある。
4	さらに、生物多様性の保全に係る動向は国際的なものであり、 GBFターゲット*2等の国際目標への貢献等を対外的に示していくことが投資家からの評価といった観点からも重要 。一方で、支援によるアウトカムとGBFターゲットとの関連性を無理に繋げてしまうと、本当に貢献しているターゲットへの影響が見えなくなってしまうため、注意が必要。
5	なお、 レピュテーションリスクを回避するためにも、その支援を用いた活動内容や成果について適切に把握しておくことが望ましい 。支援先と綿密なコミュニケーションを取ることが必要。

*1:開発プロジェクトが生物多様性や生態系サービスに与える負の影響を可能な限り抑えるためのツール

*2:2022年12月に採択された、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲット

以上の点に留意し、 支援実施・ 支援証明書を作成 ✓ TNFDレポート内や自社HP等のIR情報として、支援証明書(国の証明)を用いて、 支援と事業内容の関連性を説明



支援した事実を証明するだけではなく、 投資家に向けた有効なアピールとして期待される

生物多様性の主流化に関する令和7年度概算要求



1. 企業の行動変容・ビジネス機会創出

ネイチャーポジティブ経済(NPE)の実現に必要な事業を実施

NPE戦略 (2023FY策定) に掲げられる施策を始め、企業の対応力アップのための施策を実施。

持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成 促進事業【一般】 (0.2億)

バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業【エネ特】 (14億の内数)

ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための 国際協力・ルール先導推進費【一般】(1.7億の内数)

自然関連の情報開示・目標設定の支援、ネイチャーポジティブ経営推進 プラットフォームの運営(予定)、G7ANPE運営、生物多様性ISOへの対 応、ABS対応、国際潮流に照らしたNPE移行戦略のFU ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術等の評価・実証事業【エネ特】 (1.5億) ネイチャーポジティブに資する技術の実証

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 (一部 総務 省・農水省・経産省 連携事業) の内、離島の脱炭素化等推進事業 【エネ特】(110億円の内数)

洋上風力が海洋の生態系に及ぼす正の影響等の実証

2. 市場変革

自然の価値が市場で適正に評価されること、 地域資源として活用されることを目指す。

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業(4億の内数) 支援証明書等のインセンティブ措置の検討、伴走支援等

ネイチャーポジティブ (NP) の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費 (1.7億の内数、再) バリューチェーンにおける生物多様性への影響の把握

3. 主体・セクター連携

互助・連帯しての取組を推進。

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業 (4億の内数、再)

地域における保全活動への支援

生物多様性保全等のための基盤的事業費(1億の内数) J-GBF (経団連会長をヘッドとする産官学民プラットフォーム)の運営

※上記のほか、30by30に係る税制措置要求(事項要求)。 地域戦略策定支援、生物多様性や活動成果の見える化等も実施。

持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業





【令和7年度要求額16百万円(16百万円)】

脱炭素社会・資源循環社会・自然共生社会の三社会の課題解決を統合的に促進し、我が国企業の産業競争力向上と環境保全を同時達成

1. 事業目的

カーボンニュートラル(CN)、ネイチャーポジティブ(NP)やサーキュラーエコノミー(CE)を志向して、TCFDや TNFD等によりサプライチェーンにおける様々な環境負荷の削減努力とその開示が企業に求められている。企業価値の向上 につながる取組手法の具体化や開示支援等の施策を実施し、これらの国際動向に対応しつつ、我が国企業の産業競争力強化 と持続可能な社会の構築の同時達成を実現する。

2. 事業内容

- G7で合意された「循環経済及び資源効率性原則」(CEREP)を企業が広く経済活動に実装していくための調査・分析や、循環経済・資源効率性アプローチによる他分野(気候変動、生物多様性関連リスク)への統合的取組も含め、当該アプローチにより生じる事業へのリスクと機会の特定や企業評価への影響等に関する調査・分析等を行う。
- 企業がNPに貢献し、自然資本に関連した新しい環境ビジネスの創造や企業価値の向上が進むよう、開示情報を活用した投融資の観点も踏まえた企業の取組の調査・分析を行う。また、NPのうち特に、企業活動により消費する水資源よりも多くの水を供給するウォーターポジティブ(WP)について、日本の企業の実態把握、対策関連技術の市場調査等を行う。
- これらを統合して、企業経営における炭素中立・循環経済・自然再興の 同時達成を促進することを目指す。

3. 事業スキーム

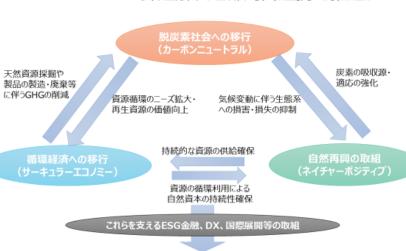
■事業形態 委託事業

■委託先 民間事業者・団体等

■実施期間 令和6年度~令和7年度

4. 事業イメージ

グローバルな企業活動の支援のため、 CN・CE・NPの課題解決を部局間連携で推進。



企業経営における炭素中立・循環経済・自然再興の同時達成

お問合せ先: 大臣官房環境経済課(03-5521-8324)、自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室(03-5521-8150)

水・大気環境局環境管理課(03-5521-8292) 、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室(03-5521-8324)

バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業





【令和7年度要求額 1,401百万円(1,401百万円)】

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の 脱炭素経営(気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営)を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。これにより、国内外からESG 金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

- (1) バリューチェーンの脱炭素化促進事業
 - ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
 - ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
 - ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業
- (2) 中小企業向け脱炭素経営実践促進事業
 - ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
 - ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業
- (3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業
 - ①「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

3. 事業スキーム

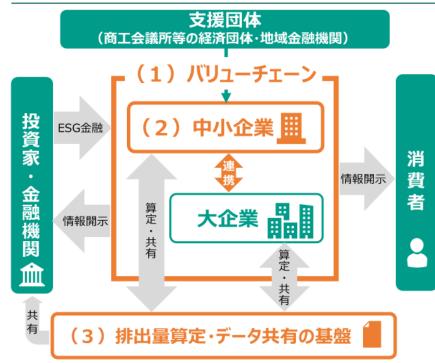
■事業形態:委託事業

■ 委託先 : 民間事業者·団体

■実施期間:令和5年度~令和7年度

事業 事業者・団体 (3)排出量質定・データ共有の

4. 事業イメージ



地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277

お問合せ先: 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150

バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、

(1) バリューチェーンの脱炭素化促進事業





モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

1. 事業目的

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けて、自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量算定方法や製品単位での排出量算定・表示方法の検討や国内外の取組状況に関する情報提供が必要。一方で、TCFD・TNFD提言等に沿った情報開示に必要なデータ収集が企業にとって負担となっている。これらの課題に対して、国内外の動向調査や情報発信、モデル事業の実施による支援及びそれらから得られた知見や取組事例等をガイドブックとして作成することなどにより、バリューチェーンの全体の脱炭素化を支援し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業

バリューチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量の算定方法を検討・整理するとともに、バリューチェーン全体での脱炭素化促進に向け、各種事業の取組成果や、各国、他省庁や民間の取組を含めた幅広い情報発信を行う。

② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業

国民が脱炭素に資する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、製品・サービス単位で排出量を算定・表示する(カーボンフットプリント)モデル事業を実施し、その成果も踏まえ、カーボンフットプリントに係るガイドブック等を拡充する。また、算定方法・表示方法等の業界統一ルールの策定を支援するほか、消費者への効果的な表示の在り方等について検討する。

③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

気候変動対策を中心としてISSB・TNFD等に沿った、企業の事業戦略策定、情報開示促進・内容の高度化に向け、国内外動向及び事例調査やモデル事業、また普及啓発に向けた施策を実施し、その知見や成果を踏まえたガイドブック等を拡充する。

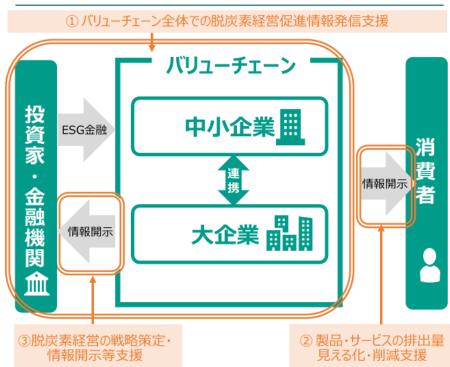
3. 事業スキーム

■事業形態:委託事業

■ 委託先 : 民間事業者·団体

■実施期間:令和5年度~令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150

12

ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費





【令和7年度要求額 165百万円(125百万円)】

生物多様性に関する国際枠組に積極的に貢献するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約(CBD)COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様 性の損失を食い止め回復に転じさせるネイチャーポジティブ(Nature Positive (NP) : 自然再興)が掲げられた。この国際目的 の実現のため必要な種々の取組を実施する。企業のNPに係る取組であるTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)・ISO等 への対応とともに、CBD他各種国際枠組み(BBNJ協定、南極条約、砂漠化対処条約、アジア保護地域パートナーシップ等)に我

2. 事業内容

● NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる取組であ る。このため、各種国際分野における取組を日本が先導しつつ、国内企業 の動向を踏まえながら、国際的なルールメイキングを目指す。

が国として貢献し、国際的なルールメイキングを主導する。

- 具体的には、NP経済の実現に向けて企業の取組を進めるTNFD、ISO等の国 際的なルールメイキングへの参画、令和6年3月に策定した「ネイチャー ポジティブ経済戦略」について国際情勢を踏まえた企業支援等を実施。
- そして、国際分野での日本のプレゼンスの発揮のため、遺伝資源の利用と 利益配分(ABS)について定めた名古屋議定書の実施、BBNJ協定のルール作 りの主導、南極条約協議国会議の日本開催及び南極環境保護法の運用、地 球上の砂漠化対処・森林保全の支援、国際機関(IPBES)における各種活動、 アジア保護地域パートナーシップ(APAP)に係る取組を実施。

3. 事業スキーム

委託事業、請負事業 ■ 事業形態

■委託先、請負先 民間団体等

■実施期間 平成23年度~

4. 事業イメージ

国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと 日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す



国内での対応

【企業活動に直接関わる種々の項目】 グローバル・バリューチェーン全体での 企業活動による自然資本(水、鉱物、自 然生態系等) への影響の削減等

- TNFD等国際枠組に則った情報開示支援
- 【日本が本分野を先導していくための
 - 各種国際枠組みへの貢献/知見等の
- インプット】
- 名古屋議定書に基づくABS指針の適切な 運用
- BBNJ協定のルール作りに参画
- 南極条約協議国会議の盟催準備
- ・南極条約議定書等への対応措置
- 世界の森林保全に資する情報発信
- 砂漠化対処・森林保全への支援
- 国内におけるIPBESの活動に関する情報共 有・情報発信・日本の知見等のIPBESへの インプット
- アジア各国での取組事例等の情報整理、 会議やWSの開催、国内外における実施状 況等に関する情報収集等

お問合せ先:環境省

自然環境局自然環境計画課 自然環境局国立公園課

電話: 03-5521-8343 電話: 03-5521-8279

自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

公海・深海底等

電話: 03-5521-8150

電話: 03-5521-8275

④ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術等の評価・実証事業





【令和7年度要求額 150百万円(150百万円)】

生態系や景観と調和した再エネ・省エネ技術の実証や生物模倣技術の活用推進に向けた調査分析を実施します。

1. 事業目的

気候変動と生物多様性の損失への一体的な対応が重要視される国際情勢等を踏まえ、再生可能エネルギーの社会的受容を向上させるた めに必要な技術の確立や、脱炭素社会の構築への新しいアプローチとしての技術シーズの促進を目指し、以下のテーマの調査・技術実 証を実施する。

- 自然環境と調和した再工ネ導入の加速化のための技術実証を行い、技術ガイドライン等を策定する。
- ・生態系サービスの恩恵の一種である自然に学ぶ技術(生物模倣技術/バイオミミクリー)を生かした再エネ/省エネ技術の推進に向け
- 2. 事業内容 た海外動向や技術シーズの調査等を行う。

【調査・技術実証メニュー】

- ①告示制定等を見据えた国立・国定公園の施設における景観調和型の適切な再 エネ技術の導入の在り方について、評価指標の設定を含む実証調査計画の立 案・実証事業等を実施する。
- ②地域の自然環境や生態系の質の維持・向上に資するような再工ネ発電施設の 施工方法や施工技術の実証事業を実施し、技術ガイドライン等として成果を ② 自然生態系と調和した再工ネ技術 発信する。
- ③諸外国で取組が進んでいる、バイオミミクリーの知見をカーボンニュートラ ル社会の実現に活用するための調査分析や技術実証を実施する。

① 国立・国定公園の施設に導入する環境調和型の適切な再工ネ技術



事業イメージ(想定される技術等)

⇒再エネの普及にあた

国立公園等においては 景観や周囲の生態系と 調和した地域共生型の 再工ネ技術が必須。

(太陽光発電等)

植物の蒸散により温度を下げて、 発電効率を上げる等の豊かな生態 系と脱炭素の両立が期待される





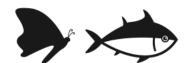
③ バイオミミクリーを生かした再エネ・省エネ技術

3. 事業スキーム

委託事業 ■事業形態

■委託先 民間事業者・団体等

■実施期間 令和6年度~令和8年度





- モルフォチョウの羽の構造を 生かした高効率な採光技術
- マグロの分泌する潤滑油成分 を模倣して、飛行機・船の空 気抵抗の低減 など

環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 電話番号:03-5521-8150 お問合せ先:

国立公園課 電話番号:03-5521-8278 総務課国民公園室 電話番号:03-5521-8672

民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)





【令和7年度要求額11,900百万円(新規)】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再工ネ導入を促進し、再工ネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

- オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 1. 事業目的 ・ 新たな手法による再工ネ導入・価格低減により、地域の再工ネポテンシャルの有効活用を図る。
 - デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再工ネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再工ネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

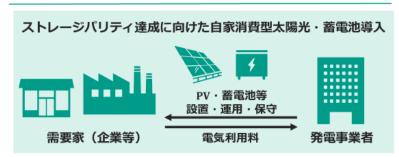
*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

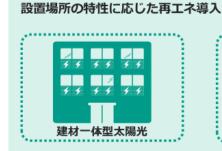
*EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、 充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合 に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- ■委託・補助先 民間事業者・団体等
- ■実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ







お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(3) 離島の脱炭素化等推進事業 (2/2)





再工ネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再工ネ主力化を目指します。

1. 事業目的

• 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入 に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、 社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

② 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

我が国は離島周辺をはじめ深い海域が広く、浮体式洋上風力発電の高い導入ポテンシャルを有しており、その導入促進が求められている。しかし、導入に当たっては事前に通年に渡る実地調査や関係者への理解醸成等を行った上で計画策定を実施する必要がある。

また、導入検討段階においては、地元の関係者の理解醸成が課題となる事例が多く出ており、理解醸成に資するビジネスモデル/手法の確立が求められている。このため、再工ネ導入の自律性と社会的受容性を高めたビジネスモデルの構築とそれに必要な技術の確立が必要である。以上の背景を踏まえて以下の事項に取り組む。

- (ア) エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業
- (イ) 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業

3. 事業スキーム

■事業形態 (ア)補助事業(補助率:3/4)

(イ) 委託事業

■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 (ア) 令和7年度

(イ) 令和7年度~令和8年度

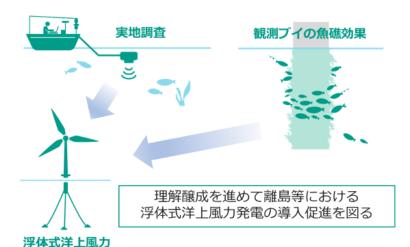
4. 事業イメージ

(ア)

- ○実地調査や関係者の理解 醸成等の実施
- 浮体式洋上風力発電の導入 計画の策定

(イ)

○漁業関係者等の理解醸成 に資する、魚類等への生態 系影響調査や風況の観測等 を行う観測システム実証



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 電話:0570-028-341 電話:03-5521-8150

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



【令和7年度要求額 403百万円(346百万円)】



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECMを活用した民間・地域の取組を促進します。

①新法・生物多様性増進活動促進法に基づき、企業等による「ネイチャーポジティブ活動(※)」を促進するために、

- 「ネイチャーポジティブ活動」を促進するためのインセンティブを構築。
- 「ネイチャーポジティブ活動」による環境価値を評価する仕組みを構築。
- ②海域OECM等の検討、日本のOECMの考え方等の国際発信、自然再生活動の推進に関する取組を実施。

2. 事業内容

1. 事業目的

- (1)「生物多様性保全推進支援事業」によって、地域の「<u>ネイチャーポジ</u> ティブ活動」を支援。
- (2) 企業等の<u>活動促進につながるインセンティブ</u>(支援証明書制度、 マッチングの仕組み等)を構築、運用。
- (3) 各ネイチャーポジティブ活動の特徴等が可視化されるよう、環境価値を評価する仕組み等を構築。
- (4) 海域OECM等の<u>国の制度に基づくOECMの検討</u>を加速化。
- (5) 日本のOECMの考え方や認定の仕組みについて、国際発信。
- (6) 自然再生など失われた自然を回復・創出する取組を促進。

3. 事業スキーム

○事業内容	(2) ~ (6)	(1)
■事業形態	請負事業	交付金(3/4、1/2又は定額)
■請負先/対象	民間事業者等	地域生物多様性協議会(非営利団体、自治体 等)等

(※) 生物多様性増進活動促進法に基づき、生物多様性を維持・回復・創出する活動4. 事業のイメージ

OECM:保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



OECMとして登録。海域OECMも検討。

お問合せ先: 環境省自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室 電話:03-5521-8343

生物多様性保全等のための基盤的事業費





【令和7年度要求額 97百万円(97百万円)】環境省

ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の変革を実現するため、多様な主体を巻き込んだ取組を推進します。

1. 事業目的・

我が国の主張が国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、条約関連会合等において主導的な役割を果たす。 生物多様性国家戦略2023-2030の実施措置の強化や、地域の取組の技術的支援を実施する。

様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組む。

2. 事業内容

ネイチャーポジティブを実現するため、昆明・モントリオール生物多様性枠組 を踏まえ2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030に関する 施策を推進する。

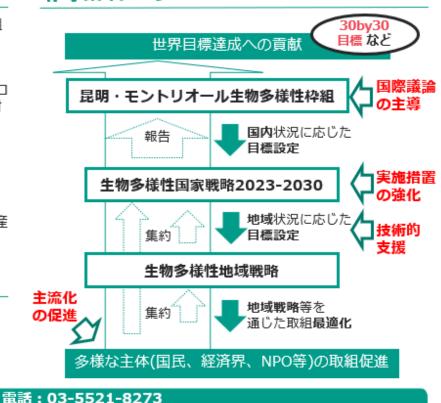
(1)生物多様性国家戦略推進費

- 昆明・モントリオール生物多様性枠組において大幅に強化された評価プロセスへの対応に向けた、生物多様性国家戦略2023-2030の指標の継続検討
- ・ 生物多様性及び生態系サービスの総合評価の実施
- ネイチャーポジティブに資する自治体の目標・指標設定の技術的支援
- 生物多様性条約関連会合への交渉対応、我が国の取組の国際発信
- (2) 自然生態系を活用した社会課題への対応推進費
 - 自然を活用した解決策(NbS)の現場実装に向けた方法論の確立
- (3) 生物多様性主流化推進事業費
 - 生物多様性の主流化に向けた各主体の取組の推進及び連携・協働を促す産 官学民のステークホルダーによるプラットフォームの運営

3. 事業スキーム

- ■事業形態 請負事業
- ■請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- ■実施期間 平成20年度~

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

電話: 03-5521-8150